

尾道市地球温暖化対策実行計画
〔事務事業編〕

令和4年1月

目次

1 計画の概要 1

- 1-1 計画策定の背景
- 1-2 計画の目的
- 1-3 計画の基準年度
- 1-4 計画の期間
- 1-5 計画の対象
- 1-6 計画の位置付け
- 1-7 計画推進の視点

2 尾道市の状況 5

- 2-1 温室効果ガス排出状況
- 2-2 温室効果ガスの内訳

3 温室効果ガス削減目標 7

- 3-1 目標設定
- 3-2 エネルギー使用量の状況
- 3-3 二酸化炭素排出量の削減

4 目標達成のための具体的な取組 10

- 4-1 省エネルギー化
- 4-2 再生可能エネルギー等の導入
- 4-3 省資源化
- 4-4 二酸化炭素の吸収源の増進
- 4-5 職員による環境マネジメント
- 4-6 市民・施設利用者等に対する意識啓発

5 計画の推進体制 15

- 5-1 実施状況の点検・評価
- 5-2 結果の公表等
- 5-3 計画の見直し等

<用語> 17

1 計画の概要

1-1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27年（2015年）12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を産業革命から2℃より十分下方に抑えるとともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることが盛り込まれ、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成10年（1998年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。）（以下「温対法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。温対法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

本市では、平成19年（2007年）に「尾道市環境基本計画」を策定し、平成29年（2017年）には「第2次尾道市環境基本計画」を策定することにより、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等、温室効果ガス排出削減に取り組んでいるところです。

さらに、令和2年（2020年）5月に「尾道市COOL CHOICE宣言」を行い、尾道COOL CHOICEプロジェクトを立ち上げました。同年11月には「ゼロカーボンシティ」を宣言し、市民や事業者等と共に「チーム尾道」で、その実現に向けた取組を推進しています。

1-2 計画の目的

「尾道市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕（以下「実行計画」という。）」は、温対法第 21 条第 1 項に基づき、尾道市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

さらに、その推進に関して毎年度、状況・評価等を加えながら、取組の強化を図るとともに、庁内外に公表することにより、事業者・市民等の自主的かつ積極的な取組と行動を誘導することとします。

1-3 計画の基準年度

実行計画の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に掲げる基準年に基づき、平成25年度（2013年度）とします。

1-4 計画の期間

実行計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

1-5 計画の対象

（1）対象とする温室効果ガス

実行計画では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類を対象物質とします。

（2）対象範囲

市が実施する事務及び事業全般です。また、実行計画の趣旨に沿った取組の実践が期待される指定管理者についても対象範囲に含めます。

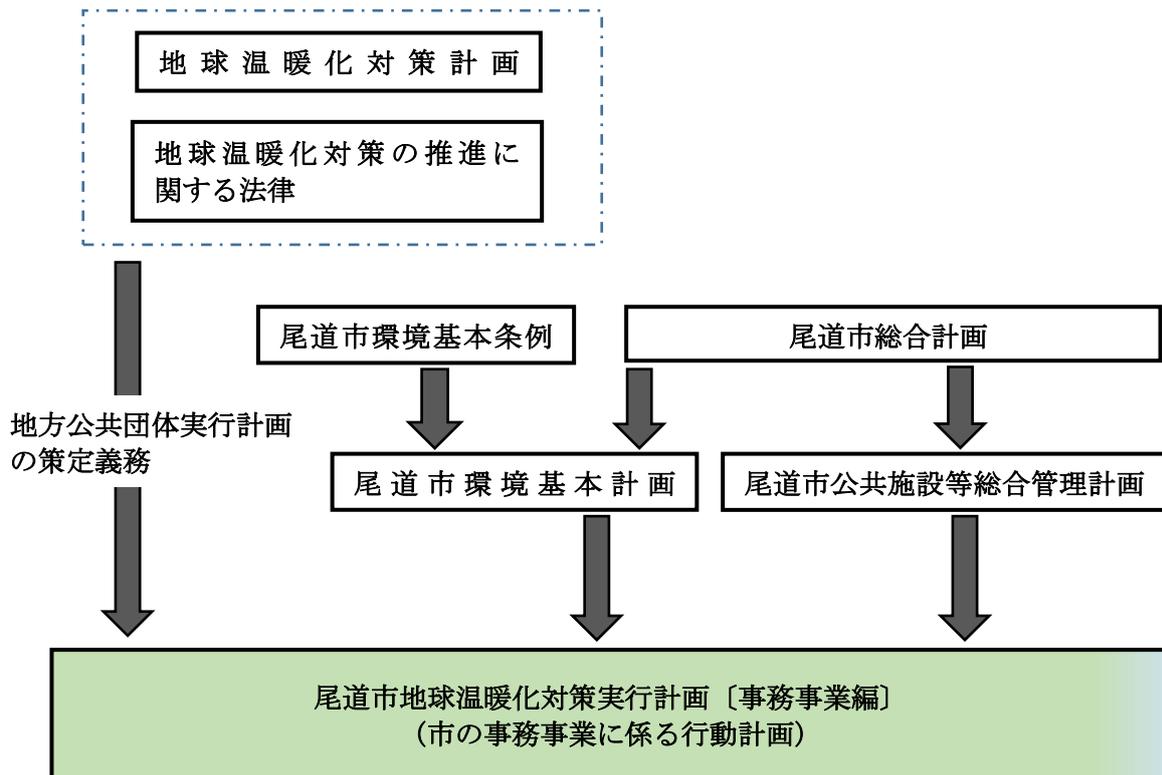
（3）対象組織の範囲

対象組織は、市長部局、消防局、議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会、上下水道局、病院事業局とします。

1-6 計画の位置付け

実行計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、尾道市総合計画、尾道市環境基本計画及び尾道市公共施設等総合管理計画に則した内容とします。

尾道市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕の位置付け



1-7 計画推進の視点

実行計画はゼロカーボンシティやスマートシティの視点を踏まえながら、様々な施策や取組を推進することとします。

また、実行計画は「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を踏まえ、特に関連の深い以下の項目に資するよう取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 尾道市の状況

2-1 温室効果ガス排出状況

本市の事務事業において排出した、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類の温室効果ガスを二酸化炭素に換算した数値(t-CO₂)^{※1}は、平成25年度(2013年度)49,877.4(t-CO₂)に対し、令和2年度(2020年度)39,878.6(t-CO₂)となっています。

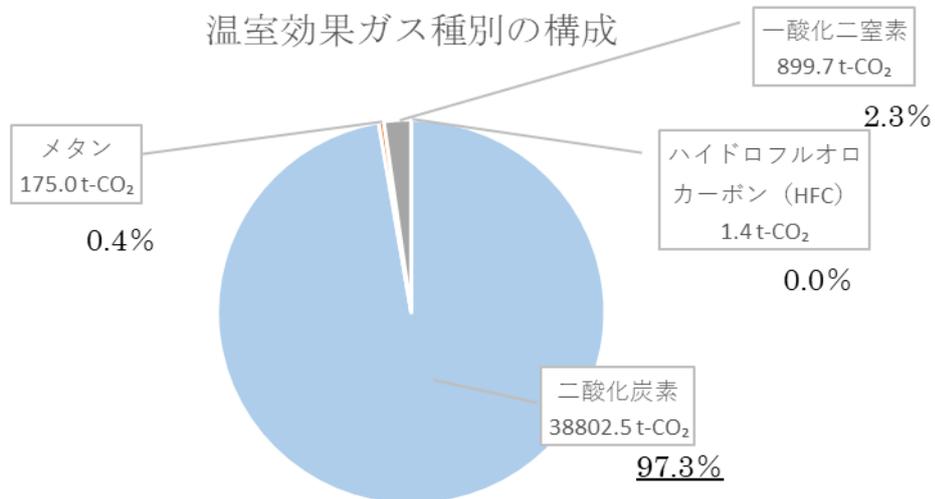
平成25年度(2013年度)から令和2年度(2020年度)までの8年間で、施設の統廃合や再生可能エネルギー割合の大きい電気の使用により20.0%の温室効果ガスを削減しました。

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	49,877.4	48,515.1	48,644.0	47,431.0	46,956.0	44,316.0	42,189.0	39,878.6
対前年度削減率 (%)	—	2.7	△ 0.3	2.5	1.0	5.6	4.8	5.5
対2013年度削減率 (%)	—	2.7	2.5	4.9	5.9	11.2	15.4	20.0

※1 t-CO₂: 地球温暖化への寄与度が違う各温室効果ガスを、二酸化炭素基準で重量換算した値

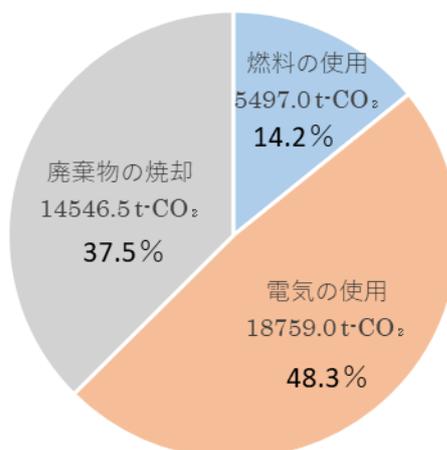
2-2 温室効果ガスの内訳

本市の令和 2 年度（2020 年度）において排出した温室効果ガス 39,878.6(t-CO₂)の 4 種類の内訳は、二酸化炭素 38,802.5(t-CO₂) [97.3%]、メタン 175.0(t-CO₂) [0.4%]、一酸化二窒素 899.7(t-CO₂) [2.3%]、ハイドロフルオロカーボン 1.4(t-CO₂) [0.0%] でした。



排出した温室効果ガスのうち 97.3%を占める二酸化炭素 38,802.5(t-CO₂)の主たる排出源は、ガソリン・灯油・軽油・A重油・LPG・都市ガス等の燃料の使用、施設等で使用する他人から供給された電気の使用、クリーンセンターにおける廃プラスチック類等の焼却によるものです。それぞれの排出源による二酸化炭素排出量内訳は、燃料の使用 14.2%、他人から供給された電気の使用 48.3%、一般廃棄物の焼却 37.5%となっています。

二酸化炭素排出源の構成

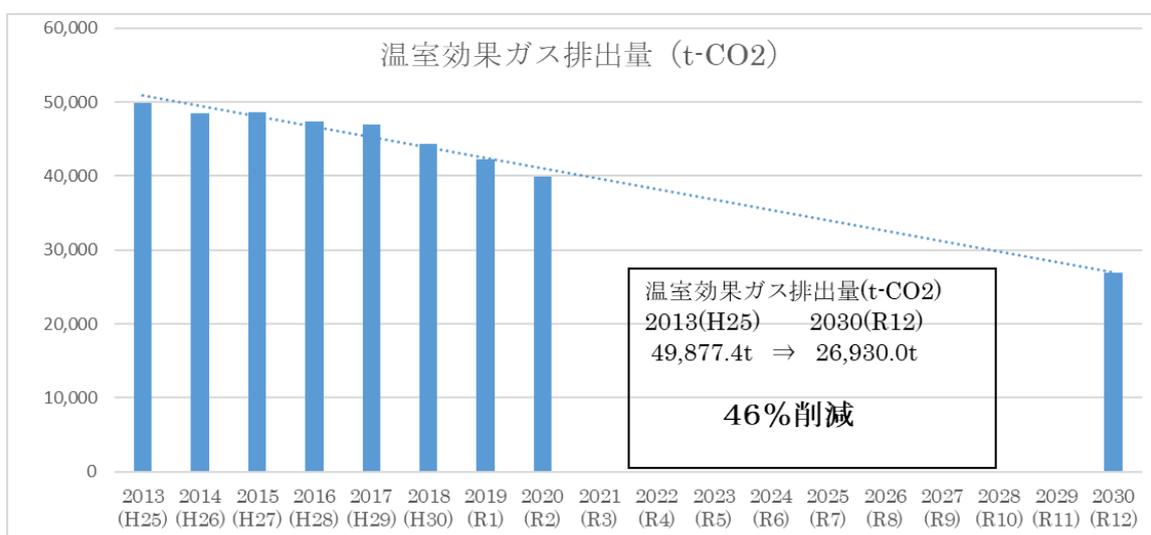


3 温室効果ガス削減目標

3-1 目標設定

政府において令和3年（2021年）10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」と同様に、本市においても「令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で温室効果ガスを46%削減」を目標とします。令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は、平成25年度（2013年度）比で20.0%の削減を達成しています。これは平成25年度（2013年度）から令和2年度（2020年度）まで年平均で3.1%を削減していることとなります。令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で削減率46%を達成するためには、令和12年度（2030年度）まで年平均3.9%を削減する必要があります。

年度	2013 (H25)	～	2020 (R2)	～	2030 (R12)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	49,877.4	年平均 3.1%削減	39,878.6	年平均 3.9%削減	26,930.0
対2013年度削減率 (%)	—		20.0		46.0



3-2 エネルギー使用量の状況

温室効果ガス排出量を削減するにあたり、具体的な取組のひとつとして温室効果ガス排出構成の多くを占める二酸化炭素排出量の削減が特に重要です。

令和2年度（2020年度）における二酸化炭素排出源は、エネルギーの使用に分類される燃料の使用（14.2%）及び他人から供給された電気の使用（48.3%）を合わせて62.5%を占めます。エネルギー消費量自体は年々削減していますが、温対法及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）での努力義務である「年平均1%以上の省エネ化」は達成できていない状況であり、今後さらにエネルギー使用量についても、削減が必要となります。

エネルギー効率の変化率%（対前年度比）

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	平均変化率
市長部局	-	97.0	94.5	118.1	99.3	100.1	103.6	97.3	101.4
病院	-	96.2	99.9	103.6	108.0	97.3	95.2	97.7	99.7
教育委員会	-	98.2	103.3	95.3	100.9	95.0	90.8	110.6	99.2
平均	-	97.1	99.2	105.7	102.7	97.5	96.5	101.9	100.1

3-3 二酸化炭素排出量の削減

今後、各部門において二酸化炭素排出量について目標を設定し、削減していく必要があります。

二酸化炭素排出量削減の目標値 (t-CO₂)

排出源	2020年度 (R2)	～	2030年度 (R12)
電気の使用	18,759.0	50%削減	9,379.5
燃料の使用	5,470.7	13%削減	4,759.5
廃プラスチック類等の焼却	14,546.5	12%削減	12,801.0
公用車燃料（ガソリン）の使用	26.3	50%削減	13.1
計	38,802.5		26,953.1

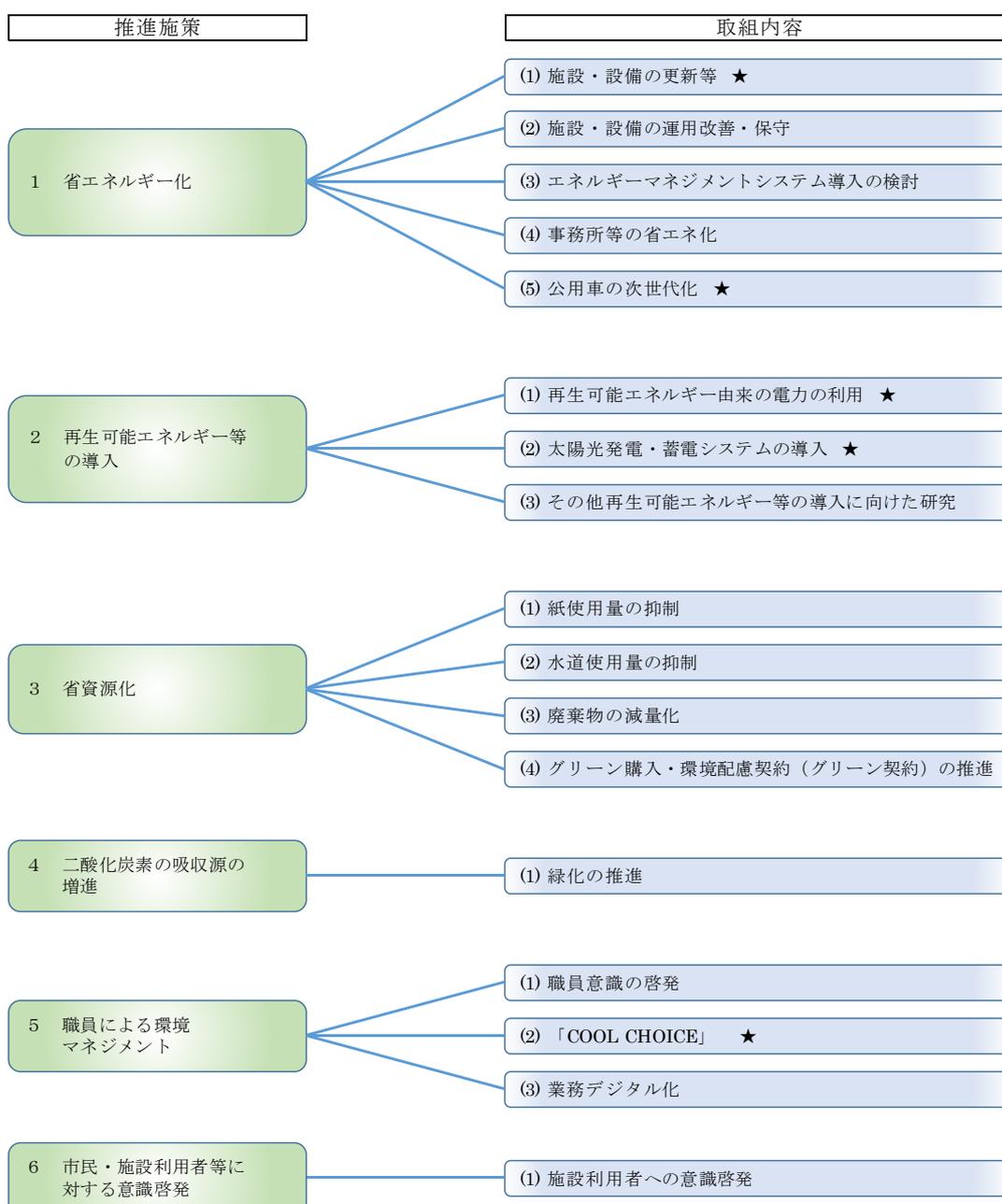
46%削減

(2013年度(H25年度)比)

4 目標達成のための具体的な取組

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、日常の業務において職員一人ひとりが努力し、エネルギー使用の合理化及び省資源化のため、以下の6つの推進施策に応じた取組を進めることとします。さらに取組体系のうち、特に温室効果ガス排出削減の波及効果が期待できるものについて、取組時期や目標数値をまとめたものを脱炭素ロードマップとし、重点施策(★)として取り組みます。

〔 取組体系 〕



〔 脱炭素ロードマップ 〕

取 組 内 容			年度・目標数値									
			21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
施設・設備の更新等	LED照明・高効率空調等への更新 (ESCO事業やPFI、リース方式等の活用)	全施設	100%									
		次世代自動車 (特殊車両を除く)	導入率									
公用車の次世代化	次世代自動車及び充電設備の導入	次世代自動車 (特殊車両を除く)	1%	5%	10%	20%	50%					
		充電設備	検討・実施									
再生可能エネルギー由来の電力の利用	再エネ100%電力 (RE100)の調達	高圧電力施設	検討・実施									
		低圧電力施設	施設数	検討	30	60	90	120				
	CO ₂ 排出係数の低い電力調達	高圧電力施設	検討・実施									
太陽光発電・蓄電システムの導入	市が設置 (自家消費を主としたもの)	検討・実施										
	オンサイトPPAモデルの活用											
	リース方式の活用											
「COOL CHOICE」			継続・推進									

4-1 省エネルギー化

(1) 施設・設備の更新等【重点施策】

- ・ 施設の建替え、大規模改修を行う場合に、照明の LED 化及び高効率空調への更新その他高効率の設備機器を導入することにより、温室効果ガスを削減します。令和 12 年度(2030 年度)に全施設への導入を目標とします。
- ・ エネルギー消費が大きい施設については、省エネ診断を実施し、ESCO 事業、PFI、リース方式の活用などにより、施設の省エネ化を実現します。

(2) 施設・設備の運用改善・保守

設備機器の適正な保守管理や運用改善により、省エネ化を推進します。
(方法としては、設備機器等の運転や管理、点検・清掃等を担っている事業者等と連携による等)

(3) エネルギーマネジメントシステム導入の検討

エネルギー消費が大きい施設については、エネルギー利用状況を一元的に管理し、最適なエネルギー利用状況となるよう制御するセンサーや IT 技術の導入について検討します。

(4) 事務所等の省エネ化

- ・ 空調温度については、冷房は 28℃、暖房は 20℃に設定します。
- ・ クールビズ、ウォームビズを推進します。
- ・ エレベーターの利用を控え、できるだけ階段を利用します。
- ・ 昼休み中は、業務に支障のない範囲で消灯します。
- ・ 通路などの共用場所で不要な照明を消灯します。
- ・ OA 機器を昼休み等使用しない時は、節電モードにします。
- ・ 新たに施設整備を導入する際や現在保有している施設整備等を更新する際には、エネルギー効率の高いものを導入します。
- ・ 行先が近距離の場合は、徒歩または公用自転車を利用します(スマートムーブ)。
- ・ 公用車の運転にあたっては、経済速度を目安に、不必要なアイドリング、急発進、急加速をしないことなど、エコドライブを徹底します。

(5) 公用車の次世代化【重点施策】

- ・ 令和 12 年度(2030 年度)に全公用車(特殊車両を除く)の 50%を次世代自動車に切り替えることを目標とします。

4-2 再生可能エネルギー等の導入

(1) 再生可能エネルギー由来の電力の利用【重点施策】

- ・ 公共施設の電力調達については、ライフサイクルコストも考慮し、再生可能エネルギーの構成比率が高い電気の調達を進めます。
- ・ 電気の供給を受ける契約にあたっては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。）（以下「環境配慮契約法」という。）に基づく裾切り方式による入札を検討・実施します。
- ・ 主に低圧電力施設を対象にリバースオークションサービスの活用による入札を行い、再エネ 100%電力（RE100）の調達を行います。令和 12 年度（2030 年度）に 120 施設での実施を目標とします。

(2) 太陽光発電・蓄電システムの導入【重点施策】

- ・ 公共施設の新築・増築の際には、環境に配慮した省エネ型設備の導入を推進し、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ オンサイト PPA モデルやリース方式の活用による太陽光発電・蓄電システムの導入を検討・実施していきます。

(3) その他再生可能エネルギー等の導入に向けた研究

小水力発電、水素等の新しい技術の活用について研究します。

4-3 省資源化

(1) 紙使用量の抑制

- ・ 両面コピー、両面印刷を徹底するとともに、印刷ミス・試し刷りを抑制します。
- ・ 会議等での配布資料は簡素化、縮小化により軽量化を図るとともに、配布を伴う印刷物は、適正部数を作成します。
- ・ 使用済み用紙は、メモ等として再利用します。
- ・ 文書、資料の共有化を徹底します。
- ・ 庁内掲示板での掲示文書は、必要なもの以外は印刷しません。

(2) 水道使用量の抑制

トイレ、給湯室等での手洗い、洗面などにあたっては、常に節水を励行するとともに、雨水・再生水利用設備を積極的に導入します。

(3) 廃棄物の減量化

- ・ 過剰包装など、可燃ごみになるものを庁内に持ち込みません。
- ・ 物品を大切に使い、長期使用に努めます。
- ・ 使用済み封筒は、内部文書用封筒に再利用します。

- ・ 事務用品等は詰め替え可能な消耗資材を利用するよう努めます。
 - ・ リサイクルしやすい物品を購入します。
- (4) グリーン購入・環境配慮契約（グリーン契約）の推進
- ・ 物品等の合理的な使用に努め、購入等をできるだけ抑制するとともに、尾道市グリーン購入基準・トップランナー基準に基づき、環境負荷低減に資するものを購入します。
 - ・ 環境配慮契約法に基づき、電気の供給を受ける契約の際は、環境に配慮した事業者との契約に努めます。

4-4 二酸化炭素の吸収源の増進

(1) 緑化の推進

温暖化対策の普及啓発として、緑のカーテンなどにより市所有施設の緑化を推進します。また尾道市緑化推進委員会と連携し、職員の緑化への意識啓発に努めます。

4-5 職員による環境マネジメント

(1) 職員意識の啓発

推進リーダーによる全職員への意識啓発を進め、省エネ化等を考慮した事務事業の推進や超過勤務の縮減等効率的な勤務体制の推進、徒歩や自転車通勤の奨励などに努めます。

(2) 「COOL CHOICE」【重点施策】

職員一人ひとりが高い認識を持ち、職務を遂行する際には COOL CHOICE の視点を取り入れ、環境に配慮した省エネ行動に努めます。

(3) 業務デジタル化

「庁内デジタルファースト宣言」と連携し、申請システムや決裁システム等についてデジタル化を推進することにより、業務の効率化及び省エネ化を推進します。

4-6 市民・施設利用者等に対する意識啓発

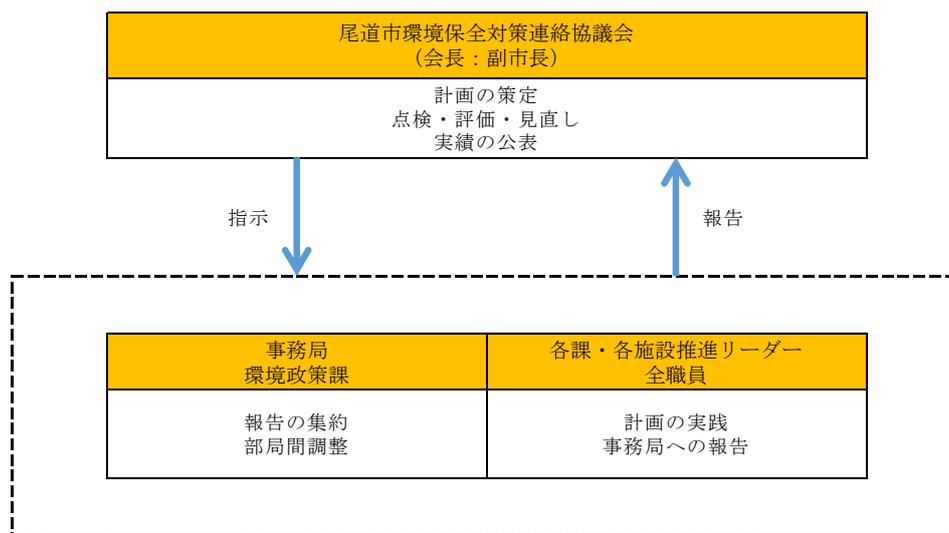
(1) 施設利用者への意識啓発

- ・ 施設利用者に、掲示等により設備利用時の節電などを呼び掛け、省エネを実践します。
- ・ 空調温度については、冷房は 28℃、暖房は 20℃に設定することに理解を求めます。

5 計画の推進体制

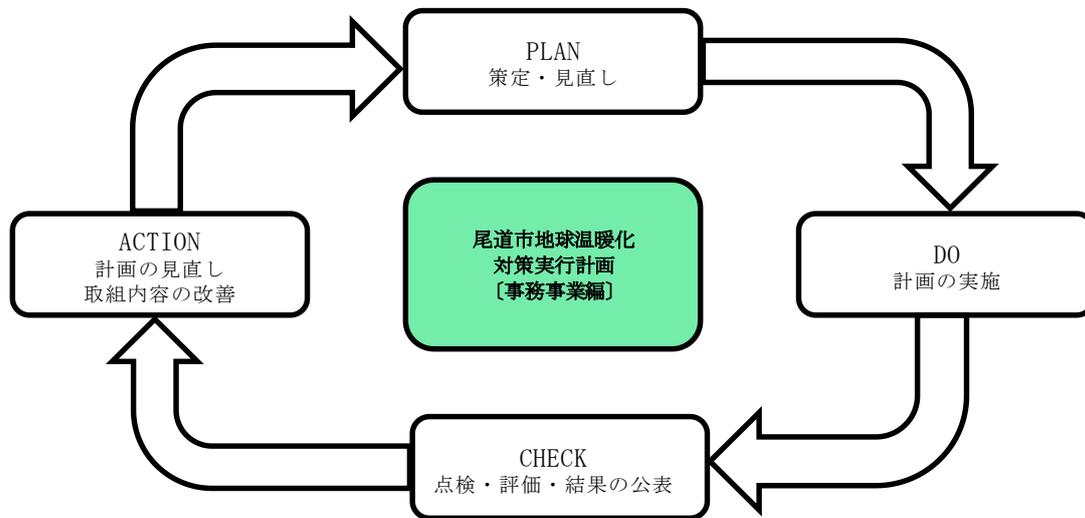
計画全体の進行管理は、尾道市環境保全対策連絡協議会において行い、全庁一体となって取り組みます。また、各課及び各施設に推進リーダーを1名配置し、取組を着実に推進します。

尾道市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕 推進体制



5-1 実施状況の点検・評価

実施状況の点検・評価については、P D C Aサイクルに基づいて行います。



P L A N 尾道市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕策定

D O 各課、各施設推進リーダーがエネルギーの消費量等について、定期的に点検・評価や見直しを行うとともに事務局に実施状況を報告
事務局は推進リーダーからの報告を取りまとめ、協議会に報告

C H E C K 尾道市環境保全対策連絡協議会が取組状況について、点検・評価を行い、結果を公表

A C T I O N 計画の見直し・取組内容の改善

5-2 結果の公表等

取組内容について、点検・評価・見直しの結果を毎年公表します。

5-3 計画の見直し等

計画の進捗状況や社会情勢等により、必要に応じて、計画に関する所要の見直しや改善を行います。

<用語>

《い》	
【一酸化二窒素 (N ₂ O)】	<p>常温常圧では無色の気体で、麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。CO₂、メタン(CH₄)などとともに代表的な温室効果ガスの一つである。燃料の燃焼、田畑への施肥、工業プロセスなどにより発生。</p>
《お》	
【温室効果ガス】	<p>大気中の CO₂やメタン(CH₄)などのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。</p> <p>産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されている。平成 9 年(1997 年)の第 3 回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、CO₂、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)類、パーフルオロカーボン(PFC)類、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)の 7 種類が削減対象の温室効果ガスと定められている。</p>
【オンサイト PPA モデル (PPA:Power Purchase Agreement)】	<p>発電事業者が需要家の敷地内に発電事業者の費用により発電設備を設置・所有・維持管理をした上で、発電された電気を需要家に供給する仕組(維持管理は需要家が行う場合もある。)</p>
《か》	
【環境配慮契約法に基づく裾切り方式】	<p>温室効果ガス排出削減の観点から、入札参加資格を設定し、基準値を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する方式</p>
《き》	
【気候変動枠組条約】	<p>1992 年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて採択され、1994 年に発効した条約。</p> <p>温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で安定化させることを究極の目的とし、「共通だが差異のある責任」等の原則の下で、締約国は条約の附属書 I 締約国、非附属書 I 締約国及び附属書 II 締約国の分類に基づき、それぞれの約束を実施することとされた。</p>

《く》	
【グリーン購入】	製品やサービスを購入する際に環境のことを考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを購入すること。
《さ》	
【再エネ 100% 電力調達】	事業所等の使用電力を再エネ比率 100%にするために、「自家発電」「再エネ電力メニューの購入」「再エネ電力証書の購入」の手法がある。
【再生可能エネルギー】	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
【三つ化窒素 (NF ₃)】	半導体の製造工程などで使用され、増加傾向にある。排出量が少ないとして京都議定書の対象ガスには含まれていなかったが、平成 25 年度 (2013 年度) から算定ガスとして追加された。
《し》	
【次世代自動車】	電気自動車 (EV)、ハイブリッド自動車 (HV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) といった「電動車」とクリーンディーゼル自動車 (FDV)、天然ガス自動車を指す。2030 年までに国内の新車乗用車の 5~7 割を次世代自動車とする目標が掲げられている。また、2035 年までに新車販売に占める乗用車を電動車 100% とする方針も出されている。
《す》	
【スマートシティ】	デジタル技術を活用して、都市インフラ・施設や運營業務を最適化し、企業や生活者の利便性・快適性を目指す都市
《せ》	
【ゼロカーボンシティ】	2050 年までに CO ₂ の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長もしくは地方公共団体から公表された都道府県または市町村。 令和 3 年 (2021 年) 12 月 28 日現在、514 自治体が表明している。

《ち》	
【地球温暖化係数】	<p>個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、その持続時間も加味した上で、CO₂の効果に対して相対的に表す指標。</p> <p>温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。</p> <p>100年間の地球温暖化係数で比較して、同一重量にしてメタン(CH₄)はCO₂の約25倍、一酸化二窒素(N₂O)は約298倍、フロン類は12～1万数千倍となる。</p>
【地球温暖化対策計画】	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」(平成27年(2015年)12月22日)に基づき策定するものである。</p> <p>地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化に関する総合計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。</p>
【地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)】	<p>平成10年(1998年)10月2日に可決され、同月9日に公布された法律。COP3で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの</p>
【市内デジタルファースト宣言】	<p>本市が、人口減少、少子高齢化などの地域課題の解決や、社会の変革に対応するため、ICT等のデジタル技術を活用するDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、将来にわたって市民が豊かに生活をおくることができるスマートシティ「尾道市」の実現を目指すためのもの</p>
《と》	
【都市ガス】	<p>メタンを主な成分に持つ天然ガス。海外から輸入する液化天然ガス(LNG)が大半を占める。</p> <p>本来は無色・無臭だが、ガス漏れ時にすぐに気が付くよう匂いがついている。マイナス162℃まで冷すと液体になり、体積が600分の1と小さくなる。空気より軽い。</p>

《こ》	
【二酸化炭素 (CO ₂)】	<p>常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。</p> <p>燃料の使用、他人から供給された電気、熱の使用、一般廃棄物・産業廃棄物の焼却などから発生。</p> <p>地球大気中での濃度は微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を 15℃前後に保つのに寄与してきた。</p> <p>大気中濃度は、産業革命以前 280ppm 程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼や吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。</p>
《は》	
【パーフルオロカーボン(PFC)】	<p>1980 年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス。ハイドロフルオロカーボン類ほどの使用量には達しないものの、クロロフルオロカーボン類の規制とともに、最近、使用量が急増している。半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。</p>
【排出係数】	<p>単位活動量あたりの温室効果ガス排出量のこと。本計画で算定に使用する排出係数は、電気事業者が電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された CO₂ の量を当該電気事業者が供給した電力量で除して算出された係数で、実排出係数ともいう。</p>
【ハイドロフルオロカーボン(HFC)】	<p>オゾン層を破壊しないことから、クロロフルオロカーボン類やハイドロクロロフルオロカーボン類の規制に対応した代替物質として平成 3 年(1991 年)頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。スプレーの噴射剤、エアコンや冷蔵庫等の冷媒等に使用されるほか、化学物質の製造プロセスなどにより発生する。</p>
【パリ協定】	<p>フランスのパリにおいて行われた COP21 で採択され、2016 年 11 月 4 日に発効。</p> <p>世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、適応能力を向上させること、資金の流れを低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合させること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的に締結された協定。</p>

《ふ》	
【プロパンガス (LPG)】	<p>プロパン・ブタンを主成分に持つ液化石油ガス。</p> <p>本来は無色・無臭だが、ガス漏れ時にすぐに気が付くよう匂いがついている。</p>
《ほ》	
【ボイラー】	<p>火気、高温ガスまたは電気を熱源とし、水または熱媒を加熱して蒸気または温水を作り、他に供給する装置のこと。</p>
《め》	
【メタン(CH ₄)】	<p>無色の可燃性気体であり、天然ガスの主成分である。</p> <p>有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程、稲作、ボイラーにおける燃料の使用などから発生する。</p> <p>温室効果ガスのうち、温室効果の原因の約 6 割を占める CO₂に次いで、約 2 割の影響を及ぼす。</p>
《り》	
【リース方式】	<p>リース事業者が需要家の敷地内に発電設備を設置し、維持管理を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して、月々のリース料金を支払う仕組み。</p> <p>発電した電気はすべて需要家のものになり、需要家は自家消費をして余った電力を電力会社へ売電することも可能。</p>
【リバースオークションサービス】	<p>複数の小売電気事業者からリバースオークション形式で見積りを徴取し、最低価格を提示した小売電気事業者と契約するサービス。手続きの合理化を図ることが可能</p>
《ろ》	
【六ふっ化硫黄 (SF ₆)】	<p>無色無臭の気体で、熱的、化学的に安定して、耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。</p>
《アルファベット》	
【A 重油】	<p>重油は蒸留残油または蒸留残油と軽油とを混合したものであり、その用途に従って粘度、残留炭素、硫黄分あるいは流動点などを調整して製品としたものである。種類は動粘度により A 重油、B 重油、C 重油の 3 種類に大別される。</p>

【COOL CHOICE】	CO ₂ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組
【ESCO(エスコ) (Energy Service Company)事業】	<p>省エネルギー改修にかかるすべての経費を光熱水費の削減分で賄う事業。</p> <p>ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかるすべてのサービスを提供する。</p> <p>省エネルギー効果の保証を含む契約形態(パフォーマンス契約)をとることにより、発注者の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。</p>
【LED (Light Emitting Diode) 照明】	<p>電圧をかけると発光する半導体を利用した照明のこと。</p> <p>白熱電球・蛍光灯と比べて消費電力が少なく、寿命が長いことが特長。</p>
【PDCA サイクル】	<p>計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)したうえで、さらに元の計画に反映させていくことで、螺旋状に継続的改善を図ろうとするもの。</p>
【PFI (Private Finance Initiative)】	<p>民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法</p>
【RE100 RE:Renewable Energy】	<p>企業が自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブで、世界や日本の企業が参加している。</p>

尾道市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕

発行 尾道市市民生活部環境政策課

令和4年1月